

保護者の皆様へ

八千代市長 服部 友則

(公 印 省 略)

保育所等において感染者が発生した場合の対応について

日頃より、保育園等における新型コロナウイルス感染症対策について、格段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、千葉県健康福祉部長より、令和 4 年 7 月 20 日付け疾病第 950 号において、オミクロン株の特徴等を踏まえ、保育所、幼稚園及び認定こども園では、一般の事業所等と同様に、保健所による濃厚接触者の特定を行わない等の見直しがなされました。

本市におきましては、これまで、保健所の助言のもと、施設の皆様のご協力を頂きながら濃厚接触者の特定を行ってまいりましたが、今般の見直しを受け、施設内において感染者が発生した場合であっても、濃厚接触者の特定は行わないことといたします。

なお、見直しに伴う具体的な対応につきましては、以下のとおりといたしますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

1 施設内で感染者が発生した場合の取扱いについて

- (1) 年齢に関わらず園内の感染による濃厚接触者の特定は行わないため、原則として保育は継続となります。ただし、感染拡大防止のため、以下の事項にご留意ください。

ア 感染者の情報提供のご協力をお願いします。

イ 感染者の最終登園（出勤）から 7 日間程度は、可能な範囲で登園を控えていただくこと。

ウ 風邪症状等が見られる場合は登園を控えていただくこと。

エ 室内におけるマスクの着用を推奨とすること。（3 歳以上児に限る）

- (2) 同居家族の感染による濃厚接触者の特定は引き続き行われますので、濃厚接触者に特定された園児につきましては、無症状であっても登園を控えていただきますようお願いいたします。

2 臨時休園の対応をとるケースについて

- (1) 同一の感染経路による感染者が複数名発生し、感染拡大のおそれが非常に高いと判断された場合

休園期間については、感染の広がりが見られた陽性者との最終接触日から濃厚接触者の待機期間とし、個別に決定いたします。

- (2) 職員の感染等により、保育の実施が困難となった場合

【問い合わせ先】

八千代市役所子ども部子ども保育課 幼稚園・保育園班

TEL 047-421-6752（直通）